

学校事業所等水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 51 号

学校事業所等水道条例施行規則の一部を改正する規則

学校事業所等水道条例施行規則（昭和 34 年岩手県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質試験の結果)</p> <p>第 4 条の 2 条例第 5 条第 3 項第 3 号に規定する水質試験の結果は、第 6 条各号に掲げる事項（消毒の残留効果、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）を除く。）に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。</p> <p>(水質検査)</p> <p>第 6 条 条例第 7 条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。ただし、給水開始後 3 月ごとに 1 回以上受ける検査については、第 2 号に掲げる事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(1) 一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合に限る。)、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度並びに消毒の残留効果</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(水質試験の結果)</p> <p>第 4 条の 2 条例第 5 条第 3 項第 3 号に規定する水質試験の結果は、第 6 条各号に掲げる事項（消毒の残留効果、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、<u>塩素酸</u>、臭素酸、ホルムアルデヒド及び総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）を除く。）に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。</p> <p>(水質検査)</p> <p>第 6 条 条例第 7 条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。ただし、給水開始後 3 月ごとに 1 回以上受ける検査については、第 2 号に掲げる事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(1) 一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、<u>塩素酸</u>、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合に限る。)、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度並びに消毒の残留効果</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。